

電子マネーおよびビジターワンタイムパスワードおよび EneKey による充電サービスの利用規約

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、E N E O S 株式会社（以下「当社」といいます）が提供する「本サービス」（第2条で定義します）に関して適用する各種条件を定めたものです。本規約に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第2条（定義）

本規約における用語は、それぞれ次のとおり定義されるものとします。

1. 「利用者」とは、当社が別途定めた充電サービスを受けるための会員登録手続きを経ることなく、本条第3項に定める本サービスについての所定の手続きを経て、当社が利用を認めた個人をさします。
2. 「EV」とは、Electric Vehicle の略で、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車をさします。「PHV」及び「PHEV」とは、Plug-In Hybrid Electric Vehicle の略で外部電源から充電できるタイプの自動車をさします。「EV」、「PHV」及び「PHEV」を総称して以下電動車両と言います。
3. 「本サービス」とは、利用者が当社の指定する充電スポットにおいて、利用者専用に発行したワンタイムパスワード（以下ビジターワンタイムパスワード）又は電子マネーカード等、その他当社が指定する方法を用いて、充電器の利用を行うための認証（以下それぞれ「ビジターワンタイムパスワード認証サービス」「電子マネー認証サービス」といい、総称して「認証サービス」といいます）を受けて、利用者が電動車両の充電を行うサービスをさします。
4. 「充電スポット」とは、電動車両用充電器を設置している場所のうち、本サービスを利用可能な当社指定の充電場所をさします。
5. 「充電器」とは、急速充電器及び普通充電器の2種類をさします。
6. 「認証機」とは、複数の電動車両を充電できるよう充電器とは別に充電スポットに設置された本サービス用の機器をさします。
7. 「ビジターワンタイムパスワード」とは、当社の発行する6ケタの番号であって、ビジターワンタイムパスワード認証サービスにおいて所定の手続きを経た後に当社が利用者に発行するものをさします。
8. 「クレジットカード」とは、クレジットカード会社が会員に発行する決済用のカードをさします。
9. 「クレジットカード会社」とは、AMEX、VISA、MASTER、DINERS CLUB、JCB のいずれかのカード決済を引き受ける会社をさします。
10. 「電子マネー」とは、電子マネー発行会社が発行する「nanaco 電子マネー」、「WAON 電子マネー」その他の利用する前にチャージを行うプリペイド方式の電子的な決済手段をさします。
11. 「電子マネーカード等」とは、電子マネーを利用するためのカードその他の記憶媒体をさします。
12. 「電子マネー発行会社」とは、株式会社セブン・カードサービス、株式会社イオンクレジットサービスその他の電子マネーを発行する会社をさします。
13. 「EneKey」とは、当社が提供する非接触型の決済ツール EneKey、および E N E O S サービスステーションアプリに搭載の決済機能モバイル EneKey をさします。

第3条（本サービスの利用方法）

利用者は、本規約、当社が WEB サイトに公表する本サービスに関する通知、充電スポットに掲示される利用方法その他の注意事項（以下「本規約等」という）に従い、本サービスを利用することができます。

第4条（ビジターワンタイムパスワード認証サービス）

1. ビジターワнтаイムパスワード認証サービスの利用希望者は、当社所定の登録事項を、当社が指定する WEB サイトで入力する方法により、申込みを行うものとします。
- 2.前項の申込みに対して当社が所定の審査を行い、当該申込みを承諾した場合、当社はビジターワнтаイムパスワードの発行を行います。利用者は充電器および認証機を操作し、ビジターワнтаイムパスワードを入力することで、ビジターワнтаイムパスワード認証サービスを利用することができます。
- 3.当社は、利用希望者にビジターワнтаイムパスワード認証サービスの利用を認めることが適当でないと判断した場合（本サービスの利用希望者が所有するクレジットカードの有効性を確認することができない場合を含みます）、理由の開示をすることなく、当該申込みを承諾しないことがあります。
- 4.利用者は、発行されたワнтаイムパスワードを、パスワードが発行された時点から 24 時間経過するまでの間、各充電スポットで 1 回のみ使用することができます。

第 5 条（ビジターワнтаイムパスワード認証サービス利用時の支払い）

- 1.前条のビジターワнтаイムパスワード認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、当社は、原則として利用者が本サービスを利用した日に、利用者が登録したクレジットカード会社に対して当該充電料金を決済処理するものとします。
- 2.前項の場合、当社が決済処理した日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、利用者とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた利用者の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3.クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、本条第 1 項に定める充電料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、利用者は、充電料金を、当社が定める方法により直ちに当社に支払うものとします。
- 4.ビジターワнтаイムパスワード認証サービスの利用に関する支払いについて、本規約に定めがない事項についてはクレジットカード会社の規約に従うものとします。

第 6 条（電子マネー認証サービス）

利用者は、電子マネーによって、本サービスにかかる電動車両の充電料金を支払う場合に限り、電子マネーカード等を本サービスに利用することができます。この場合、利用者は、電子マネーカード等を充電スポットに設置されている充電器又は認証機の読み取り部に所定の方法でかざすことで、本サービスを受けることができます。なお、当該認証は、電子マネーの会員番号等を用いてなされるものとし、利用者は、当該読み取り部にかざした利用者の電子マネーカード等から、当社が本サービスの提供のために電子マネーカード等の会員番号等を取得し、管理することに予め同意するものとします。

第 7 条（電子マネー認証サービス利用時の支払い）

- 1.前条の電子マネー認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、利用者は、本サービスの利用を開始する前に、利用者が充電器又は認証機の読み取り部に電子マネーカード等を所定の方法でかざすことにより行うものとします。この場合、利用者は、いかなる場合であっても、充電料金の払戻しが行われないことを予め承諾します。
- 2.利用者が選択した充電時間に満たずに利用者が充電を終了した場合、利用者は、未使用分の充電時間に対応する充電料金を次回に行う充電の充電料金の支払いに充当することができるものとします。但し、当該未使用分の充電時間に対応する充電料金の累積の上限は普通充電器の場合には最大 3 時間充電分、急速充電器の場合には、最大 30 分充電分（いずれの充電器の場合も 1 分単位で換算します）までとし、当該累積時間の利用期限は、前項に基づく支払い（複数ある場合には最終の支払い）から 1 年間とします。

- 3.当社は、前項に基づく未使用分の充電時間の累積時間を、電子マネーカード等の会員番号等を用いて管理するものとし、利用者は電子マネー認証サービスを利用した時点で予めこれに同意したものとみなします。
- 4.利用者は、電子マネーカード等の不具合、紛失、盗難等により、同一の電子マネーカード等による電子マネー認証サービスを利用できなくなった場合、第2項に規定される次回の充電料金の支払いへの充当が行えないことに予め同意するものとします。
- 5.前項の場合において利用者に損失、損害が発生した場合であっても、当社及び電子マネー発行会社はその一切の責任を負わないものとします。

第8条 (EneKey 認証サービス)

利用者は、EneKey によって、本サービスにかかる電動車両の充電料金を支払う場合に限り、EneKey をビジター利用のための認証に利用することができます。この場合、利用者は、EneKey をビジター利用充電スポットに設置されている充電器又は充電コントローラーの読み取り部に所定の方法でかざすことで、ビジター利用のための認証を受けることができます。なお、当該認証は、EneKey の会員番号等を用いてなされるものとし、利用者は、当該読み取り部にかざした利用者の EneKey から、当社が本サービスの提供のために EneKey の会員番号等を取得し、管理することに予め同意するものとします。

第9条 (EneKey 認証サービス利用時の支払い)

- 1.前条の EneKey 認証サービスを利用する場合の充電料金の支払いについて、当社は、原則として利用者が本サービスを利用した日の翌日に、EneKey に登録されたクレジットカード会社に対して当該充電料金を決済処理するものとします。
- 2.前項の場合、当社が決済処理した日と当該クレジットカード会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、利用者とクレジットカード会社の間で定められた引き落とし日が翌月又は翌々月にずれることによって生じた利用者の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3.クレジットカード会社の規定その他の事由により、当社が、本条第1項に定める充電料金についてクレジットカード会社から支払いを受けられない場合、利用者は、充電料金を、当社が定める方法により直ちに当社に支払うものとします。
- 4.EneKey 認証サービスの利用に関する支払いについて、本規約に定めがない事項についてはクレジットカード会社の規約及び EneKey 会員規約に従うものとします。

第10条 (本サービスの利用場所)

当社は、充電スポットについて、当社の指定する WEB サイトに掲載するものとします。

<https://eneos-ss.com/search/ev/rwd/top.php>

第11条 (充電料金)

- 1.利用者は、本サービスの利用にあたって当社が定める料金プランを選択のうえ、本サービスの利用の対価として充電料金を支払うものとします。
- 2.前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、全て利用者の負担とします。

第12条 (本サービスの利用上の注意)

- 1.利用者は、本サービスを利用するにあたって、本規約等を理解し、事前に電磁的方法等により本規約等に同意した上で本サービスの利用を開始するものとします。
- 2.本サービスを利用できる者は、利用者本人に限ります。

- 3.利用者が第 16 条（反社会的勢力の排除）に違反する場合、当社は本サービスの利用を拒否できるものとします。
- 4.利用者は、本サービスを利用するにあたって、標識、書面又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、充電スポットの営業時間や充電器の故障、事故、メンテナンス、停電その他の事情により、一時的に本サービスを利用できない場合があることを了承します。
- 5.利用者は、本サービスの利用にあたって、各充電器を管理する法人または店舗等が定める規約、手順、指示等に従うものとします。
- 6.当社は、電動車両等における盗難等の被害については、損害賠償の責任を負わないものとします。また、利用者は電動車両への充電完了後、速やかに充電スポットから電動車両を移動するものとします。
- 7.利用者は、急速充電を過度に繰り返すことが蓄電池の充電性能に対して影響を与える可能性のあること等電動車両の特性を十分に理解した上で本サービスを利用し、本サービスの利用に起因する電動車両の性能への影響について、当社は一切の責任を負わないことに同意します。

第 13 条（本規約の変更、追加、廃止）

- 1.当社は、利用者に対して当社 WEB サイトに公表又は充電スポットに掲示する方法（以下「WEB サイト等への公表」という）で会員に公表することで、本規約等、本サービスの内容及び料金プラン表を随時変更することができ、この場合、利用者は、当該変更後の本規約に従うものとします。
- 2.前項に基づく本規約等、本サービス及び料金プラン表の変更の効力は、別途定めがない限り、当社 WEB サイト等への公表をした日から生ずるものとします。
- 3.当社は、予告なく本サービスを廃止する場合があります。

第 14 条（ビジターワンタイムパスワード、電子マネーカード等および EneKey の管理）

- 1.利用者はビジターワンタイムパスワード、電子マネーカード等および EneKey を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また利用者は、ビジターワンタイムパスワード電子マネーカード等および EneKey を第三者に通知、貸与、譲渡してはならないものとします。
- 2.利用者は、第三者によるビジターワンタイムパスワード、電子マネーカード等および EneKey の不正な使用を知った場合、ビジターワンタイムパスワードの流出又は第三者が知りうる状況になった場合、速やかに当社に対して連絡するものとします。
- 3.ビジターワンタイムパスワード、電子マネーカード等および EneKey の不正使用によって利用者に損害が生じた場合（前項の連絡があった場合を含みます）は、当社はその責任を一切負わないものとします。また当社に損害が発生した場合は、利用者によるその帰責に応じて、損害賠償を請求することがあります。

第 15 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、当社 WEB サイトで会員が登録した個人情報を、当社 WEB サイト（https://member.eneos-chargeplus.com/encms/eusers/privacy_policy/）において掲示する「プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとします。
- 2.当社は、当社の責によらない事由により利用者の個人情報が漏洩した場合においては、そのために生じた損害について一切責任を負わないものとします。
- 3.当社は、法令等に基づき、裁判所、行政機関その他の公的機関から利用者の個人情報の開示を要請された場合には、これに応じるものとします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1.利用者は、本サービスの申込み時点で、自らまたはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

2.利用者が法人である場合、当該法人は、本サービスの申込みの時点で、自らが次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

(1)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害等を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3.利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)契約に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する

(5)その他前各号に準ずる行為

4.当社は、利用者が前各項のいずれか一つにでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合は、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、利用者はこれに協力するものとします。また、利用者は、自らが前各項のいずれか一つにでも違反し、またはその恐れがあることが判明した場合は、ただちにその旨を当社に通知するものとします。

5.当社は、利用者が前各項のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに本サービスの利用資格を取り消すことができるものとします。

6.当社は、前項に基づく解除により利用者が被った損害等につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

7.利用者は、本条に違反したことにより当社に損害等を与えた場合、これを賠償するものとします。

第 17 条 (本サービスの利用中止等)

1.当社は、本サービスの提供が不可能または著しく困難になったと判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

2.当社は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、利用者に事前に予告することなく直ちに本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(1)利用者が本規約に違反している又は違反する恐れがある場合。

(2)本サービスが不正利用されている疑いがある場合。

(3)ビジターワンタイムパスワード、電子マネーカード等および EneKey が不正使用されている疑いがある場合。

(4)システムの障害、充電器又は認証機の不具合等により、本サービスの提供が困難となった場合。

(5)天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部又は一部が使用不可となり、本サービスの提供が困難となった場合。

(6)その他やむを得ない事由が生じた場合。

3.前項に基づく本サービスの利用の中止によって、利用者に不利益又は損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第 18 条（本サービスの利用資格の取り消し等）

1.当社は、利用者が次の各号の一に該当したときは、直ちに当該利用者の本サービスの利用資格を取り消すことができます。この場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を当然に中止することができるものとし、利用者はこれを予め異議なく承諾するものとします。

(1)本規約等に違反したとき。

(2)第 16 条第 3 項各号の一に該当したとき。

(3)クレジットカード会社により、利用者が決済用に指定したクレジットカードの利用が停止されたとき。

(4)過去に当社に対して充電料金の支払債務その他の債務の履行を遅滞し、又は拒否したとき。

(5)利用者が、充電スポットの建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき。

(6)破産、民事再生、会社更生、特別清算その他の債務整理のための法的手続申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき、又は利用者が支払停止になったとき。

(7)仮差押え、差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立て又は滞納処分を受けたとき。

(8)その他事由の如何を問わず当社が必要であると判断したとき。

2.前項に基づき利用が中止された場合、利用者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している充電料金等その他当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。

3.利用者は、本条第 1 項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

4.本条の定めに基づいて本サービスの利用が中止されたことによって、利用者に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（利用者の自己責任）

1.利用者は、本サービス利用のために必要な電動車両その他これらに付随して充電に必要となる全ての備品を、自己の責任と費用において準備し、本サービスが利用可能な状態にするものとします。また、自己の責任と費用において、本サービスを利用するものとします。

2.利用者が、本サービスを利用することに起因して、利用者に対して第三者から内容の如何を問わず問合せ、クレーム等が通知された場合は、直ちに当社に連絡するものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。また、利用者による本サービスの利用を原因として、又はこれに関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちに利用者へ通知するものとし、利用者が自己の責任と費用で、一切の処理解決をするものとします。

3.利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。

4.利用者は、本サービスの利用により当社又は第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約における義務を履行しないことにより第三者又は当社が損害を被った場合を含みます）、自己の責任と費用をもって、その損害を賠償するものとし、これにより当社が被った損害の一切について賠償するものとします。また、当社が、利用者が責を負うべき損害賠償、損失補償その他の金銭債務について代位弁済した場合、当該弁済額及び合理的範囲内の弁護士費用を含む必要な費用を、利用者へ求償しうるものとします。

第 20 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行わないものとします。

(1)第三者になりすまして本サービスを利用する行為。

(2)充電器、認証機の滅失、毀損その他本サービスの利用を妨げるおそれのある一切の行為

(3)他の者による本サービスの利用を妨げ、又は妨げるおそれのある一切の行為（但し、本規約に従って本サービ

スを利用する行為を除きます)

(4)前各号の他、本規約又は公序良俗に反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、又は当社の財産を損害する行為、第三者又は当社に不利益を与える行為、その他当社が不適當であると判断する行為。

第 21 条 (損害賠償)

利用者は、利用者による本サービスの利用に関連して第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第 22 条 (免責事項)

1.第 5 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 7 条第 5 項、第 12 条第 7 項、第 14 条第 3 項、第 15 条第 2 項、第 17 条第 3 項および第 18 条第 4 項の場合のほか、当社は、次の各号に該当する事由が生じた場合でも、そのために利用者が生じた損害について一切責任を負わないものとします。

(1)利用者が、充電スポットに掲示される利用方法及び充電器利用ガイドにおける指示に従わない方法で本サービスを利用したとき。

(2)当社の責によらない事故により損害が発生したとき。

(3)当社の責によらない事由により、利用者のクレジットカード番号、ビジターワンタイムパスワード、電子マネー、電子マネーカード等が不正利用されたとき。

2.理由の如何を問わず、当社は、利用者に対し、特別の損害、派生的損害、付随的損害、間接損害又は結果的損害については、その予見性の有無を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

3.当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、本サービスが利用できないことにより利用者が生じた不利益又は損害(逸失利益、機会損失を含みます)について、その責任を負いません。

第 23 条 (専属的合意管轄裁判所)

1.当社と利用者との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2.本規約に基づく権利行使及び義務履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

第 24 条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、当社の事前の書面による承諾なしに、本規約に基づく地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に譲渡、担保提供その他の一切の処分を行うことができないものとします。

第 25 条 (連絡先)

利用者から当社への本規約又は本サービスに関する問合せは、下記問合せ先に行うものとします。

[お問い合わせ先]

ENEOS Charge Plus コールセンター

TEL : 0120-75-2345

充電器に関するお問い合わせ : 24 時間、365 日受け付けております。

会員サービスに関するお問合せ : 9 : 00 - 18 : 00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

事業者の名称 : E N E O S 株式会社

住所 : 東京都千代田区大手町一丁目一番 2 号

(附則) 本規約は、2022年10月14日から実施します。

[特定商取引法に基づく表記]

(1)事業者の名称：ENEOS株式会社

(2)住所：東京都千代田区大手町一丁目一番2号

(3)代表者：代表取締役社長 齊藤 猛

(4)電話番号：お客様センター TEL：0120-56-8704

(5)料金（役務の対価）：認証機の充電メニュー選択画面に表示される料金をご参照下さい。

<クレジットカードによる支払い>

取扱いクレジットカード：

AMEX、VISA、MASTER、DINERS CLUB、JCB

本サービス利用後、充電料金が確定しましたら、ご登録いただいたクレジットカード会社より請求させていただきます。なお、代金の支払期限は各クレジットカード会社の規約によります。

<電子マネーによる支払い>

取り扱い電子マネー：nanaco 電子マネー、WAON 電子マネー

本サービス利用開始時に選択された充電時間に応じて電子マネーの残高から充電料金分を差し引かせていただきます。

(6)サービス提供時期

<クレジットカードによる支払い>

クレジットカード会社によりクレジットカードの有効性が確認され、所定の操作により弊社システムの充電器が動作許可状態になったとき

<電子マネーによる支払い>

所定の操作により電子マネーの残高から料金が差し引かれ、弊社システムの充電器が動作許可状態になったとき